

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">外国人留学生奨学金等支援事業費補助金実施要領</p> <p>第1 趣旨 ～ 第5 補助対象経費等 (略)</p> <p>第6 交付の条件 この補助金は交付要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を条件として付するものとする。 (1) 補助の対象となった留学生（以下「対象留学生」という。）が、介護福祉士養成施設を卒業後、本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が運営する県内の介護サービス施設・事業所において、介護業務に従事する介護福祉士又は在留資格「特定活動」として通算5年間在籍しない場合は、在籍しなかった期間に応じて、補助事業者が県に補助金を返還すること。 ただし、<u>条件付き貸与の場合で、本人の病気等、真にやむを得ない事情により、</u>法人等の奨学金貸与規程等に基づき当該就業者からの返還を免除する場合はこの限りではない。 <u>なお、給付の場合においても、本人の病気等、真にやむを得ない事情等による場合はこの限りではない。</u> (2) (略) (3) この補助金の交付を受けて条件付き貸与・給付を行った学費や生活費について、<u>上記(1)によらず、</u>就業者から補助事業者に返還があった場合は、当該返還額のうち県から補助事業者に交付した補助金相当額を返還すること。 (4) 留学の継続が不可能となった場合は、当該留学生にかかる既交付の補助金を県に返還すること。 ただし、<u>条件付き貸与の場合で、本人の病気等、真にやむを得ない事情により、</u>法人等の奨学金貸与規程等に基づき当該留学生からの返還を免除する場合はこの限りではない。 <u>なお、給付の場合においても、本人の病気等、真にやむを得ない事情等による場合はこの限りではない。</u></p> <p>第7 交付申請 ～ 第11 その他 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">外国人留学生奨学金等支援事業費補助金実施要領</p> <p>第1 趣旨 ～ 第5 補助対象経費等 (略)</p> <p>第6 交付の条件 この補助金は交付要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を条件として付するものとする。 (1) 補助の対象となった留学生（以下「対象留学生」という。）が、介護福祉士養成施設を卒業後、本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が運営する県内の介護サービス施設・事業所において、介護業務に従事する介護福祉士又は在留資格「特定活動」として通算5年間在籍しない場合は、在籍しなかった期間に応じて、補助事業者が県に補助金を返還すること。 ただし、本人の病気等、真にやむを得ない事情<u>で、かつ、条件付き貸与の場合は</u>法人等の奨学金貸与規程等に基づき当該就業者からの返還を免除する場合はこの限りではない。 (2) (略) (3) この補助金の交付を受けて条件付き貸与・給付を行った学費や生活費について、就業者から補助事業者に返還があった場合は、当該返還額のうち県から補助事業者に交付した補助金相当額を返還すること。 (4) 留学の継続が不可能となった場合は、当該留学生にかかる既交付の補助金を県に返還すること。 ただし、本人の病気等、真にやむを得ない事情<u>で、かつ、条件付き貸与の場合は</u>法人等の奨学金貸与規程等に基づき当該留学生からの返還を免除する場合はこの限りではない。</p> <p>第7 交付申請 ～ 第11 その他 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-------------------------------|
| <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和5年10月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> | <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> |